

株式会社 Wing 賃金規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、就業規則に基づき、従業員の給与に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 この規定は、就業規則第2条に定める社員に適用する。また臨時雇、嘱託社員及びパートタイマーの給与にも適用し、契約の際に説明する。

(賃金の種類)

第3条 従業員の賃金の種類は次の通りとする。

(1) 基本給(固定給、時間給×勤務時間)

(2) 施設外手当(出来高制)

作業事例(野菜2次加工)

ジャガ芋加工手当 10kg未満 0円/kg・10～15kg未満 5円/kg・15kg～20kg未満 10円/kg・20kg以上 20円/kg・カットは14.7kg 30/kg

(4) 出張手当

(5) 通勤手当

(6) 昇給、昇進、昇格(就労継続支援利用者)

評価(アセスメント)によって様々なキャリアアップ制度を実施

第2章 賃金計算及び支払方法

(計算期間)

第4条 賃金の計算期間は、毎月1日から月末までを1か月として計算する。

(賃金の支払日)

第5条 賃金の支払日は、勤務月翌月の18日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その翌日(銀行営業日)に支払うものとする。従業員が退職又は解雇されたときも計算のうえ同様に賃金を支払う。

(賃金の支払方法)

第6条 賃金は、原則として姫路信用金庫 東加古川支店の本人名義の預金口座へ振込みによって支払うものとする。

(賃金の控除)

第7条 源泉所得税、住民税は希望者のみ控除する。控除を希望しない場合は各自確定申告のうえ納税しなければならない。

第8条 雇用保険料(代表取締役以外全員)健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、(いずれも週30時間以上勤務の社員)は毎月控除する。

第9条 給食代は注文した個数分控除する。就労継続支援A型採用の場合は補助金との差額を控除する。

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、勤務時間に

含まない。

(休暇休業等の賃金)

第 11 条 年次有給休暇及び就業規則第 13 条(特別休暇)①～⑤に定める特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

また、会社の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支る。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

第3章 基本給

(基本給)

第 12 条 基本給は、従業員ごとに次に掲げる要素を考慮して月額または時間給で定める。

- (1) 年齢
- (2) 勤続年数
- (3) 職務遂行能力
- (4) 役職

給与基準額(2016年10月1日現在)(兵庫県最低賃金変更のため)		
月給	パートタイマー 時間給	就労継続支援 A 型 時間給
¥200,000 (サービス管理責任者)	¥930	¥900
¥175,000 (生活支援員、職業指導員)		皆勤手当 ¥2000 (月額) 精勤手当 ¥1000 (月額)

※皆勤・・・無遅刻・無欠勤
精勤・・・遅刻・早退合計2回以内
ただし自己都合で出勤日を変更した場合、対象になりません。

第4章 諸手当

(施設外就労手当)

第 13 条 施設外就労手当は、就労継続支援 A 型採用の者に対して支払われるもので次に掲げる区分により日額支給する。金額は業務内容、委託先施設との契約内容を勘案して決定する。

(出張手当)

第 15 条 播磨南東部以外の地域での業務(研修会や会議を含む)に自家用車および公共交通機関を使用して移動した場合、実費を支給する。また、自家用車の場合燃料の支給によりこれに代えることもある。

(通勤手当)

第 16 条 就労継続支援 A 型採用の場合、条件が合えば送迎サービスの利用をもってこれに代える。

(割増賃金)

第 17 条 割増賃金は、労働基準法の基準をもとに算出する。

(賃金の改定)

第 18 条 基本給及び諸手当等の賃金の改定については、毎年4月原則とし、改定額については、会社の業績及び従業員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。また、特別に必要なときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第5章 賞与・退職金

(賞与)

第 19 条 会社は、各期の業績を勘案して、賞与を支給することがある。ただし、会社の財務状況、その他やむを得ない事由がある場合には、支給しない。

2 前項の賞与の支給対象期間は、毎年4月1日から9月30日まで、及び10月1日から3月31日までとする。

3 賞与は前項の期間に勤務し、引続き支給日当日会社に在籍している者に対して支給する。

(退職金)

4 定年または依願により退職する者については、支給対象期間中の在籍期間に応じて月割で賞与・退職金を支給することがある。ただし、会社の財務状況、その他やむを得ない事由がある場合には、支給しない。

附 則

この規定は、平成26年9月1日より適用する。

この規定は、平成27年10月1日より改定する。(最低賃金改定による)

この規定は兵庫県最低賃金が改正されたときに適時改正する